

(仮称) 大谷杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託仕様書

1 仕様書の適用

本仕様書は、海老名市（以下「委託者」という。）が発注する「(仮称) 大谷杉久保地区公園整備基本構想・基本計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。なお、本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「神奈川県測量・調査・設計業務共通仕様書（令和3年4月）に基づいて実施するものとする。

2 業務の目的

本業務は、東名高速道路海老名サービスエリア（以下「海老名SA」という。）下り線周辺に隣接した公園整備において、本市の南部地域における拠点の公園となるよう規模や機能、整備計画等を「周辺施設との相乗効果による新たな賑わいの創出」「多世代で交流できる集いの場」「効果的な管理運営を目指した公園」をキーワードに、調査・検討し（仮称）大谷杉久保地区公園基本構想・基本計画を策定することを目的とする。

3 委託内容（案）

(1) 共通事項

- ① 実現に向けた実施スケジュール（工程表）と検討課題の整理

(2) 基本構想

- ① 現状及び法的条件等の把握及び課題の整理・分析
(地域特性・法規制・インフラ等の調査及び周辺施設の調査含む)
- ② 関連計画との整理
- ③ 地域や利用者ニーズの把握のためアンケート調査実施
※統計サンプル数と調査手法は精度の高い実施内容を市と協議すること
- ④ 先進事例、整備事例の調査・情報収集
- ⑤ 公園に期待される役割の整理
- ⑥ 将来像と整備方針の検討
 - ◇立地特性や近隣の地域資源を最大限に活用
 - ◇事業区域の設定や事業規模拡大した場合による比較検討
 - ◇基本構想図（ゾーニング）
 - ◇イメージスケッチ作成

(3) 基本計画

- ① 基本構想の内容を踏まえた基本条件の整理・分析
- ② 具体的な導入施設の機能及び規模等の比較、検討
- ③ 周辺施設へのアクセスを考慮した園内動線の検討
- ④ 公園計画の整理
 - ◇空間構成等の整備水準の設定
 - ◇基本計画平面図
 - ◇イメージパース作成
- ⑤ 概算工事費の算出
- ⑥ 周辺道路等の検討
 - ◇駐車場配置案に対する周辺交通影響検証
 - ◇周辺道路拡幅必要性の検討
 - ◇周辺交通量調査の実施（平日・休日 1日ずつ）
 - ※調査箇所数は現況を踏まえ提案すること

(4) 民間活力導入可能性調査

- ◇民間活力導入可能性調査及び事業方式の検討
 - ・民間事業手法の先進事例の調査・情報収集と整理、検討
 - ・公園整備と管理運営における導入可能な公民連携制度の比較、検討（民間業務範囲、事業期間の検討含む）
 - ・民間事業手法の適正評価
- ◇民間事業者等への市場調査の実施（サウンディング型）
 - ※民間事業者は整備内容に見合った有用な意見・要望を把握できる事業者を複数提案すること
- ◇VFMの算出
 - ・従来方式及び民間事業方式をもとにVFMの算定

(5) 合意形成支援

- ① 庁内会議の運営支援（構想段階2回程度・計画段階2回程度）
- ② パブリックコメントの実施支援
- ③ 住民合意形成に関する支援（地元説明会用2回程度）

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月18日まで

5 成果品

成果品の提出については、以下を基本とする。なお、ここに定めがないものについては、委託者の指示によるものとする。

(1) 基本構想

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー含む） 2部
- ② 基本構想図・イメージスケッチ 20部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

(2) 基本計画

- ① 本編及び概要版 A4判（カラー含む） 2部
- ② 基本計画平面図、イメージパース 20部
- ③ 上記に係る電子媒体を記録したCD-ROM等の電子媒体一式

※電子データの形式、媒体については別途協議する

6 事業スケジュール（案）

令和5年8月	市民アンケート実施
令和5年9月	公園基本構想策定
令和6年2月	公園基本計画策定（案）
令和6年3月	パブリックコメント実施
令和6年3月	公園基本計画策定

7 業務従事者の必要資格

本業務において、管理技術者は技術士（総合技術監理部門－建設－都市及地方計画）又は技術士（建設部門－都市及び地方計画）あるいはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものを選任すること。

なお、募集要領に記載のとおり、類似事業として、過去5年間に自治体が発注する、近隣公園規模以上の都市公園に関する設計を基本としたコンサルティング業務並びに住民参加によるワークショップ等の開催実績を有すること。

管理技術者と業務主任者は兼務することができないものとする。

8 その他

- (1) 受託者は常に緊密な連絡体制を取り、調整を図る。
- (2) 受託者は、本作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、市が提供した資料等を許可なく第三者に提供したり、目的外に使用しない。

成果品全ては委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで第三者に閲覧や複写、又は譲渡してはならない。

- (3) 受託者は、業務遂行にあたり知的財産権に十分留意する。
- (4) 受託者は、個人情報の取り扱いにあたり本仕様書に記載してあるものその他、契約約款の特記事項（個人情報の保護）を遵守すること。
- (5) 本業務の執行に必要な調査、調整、企画、提案等にかかる一切の費用は契約内に含むものとする。
- (6) 受託者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組の一環として、対策を十分に行い、それに伴う経費は受託者が負担する。
- (7) 受託者は、業務における総合的企画、業務遂行管理等の主な業務を再委託してはならない。印刷・製本等の簡易な業務以外の業務の一部を第三者に再委託する場合には、受託者に承諾を得ること。
- (8) 委託業務に際し、事前に関係者への周知を図るとともに、身分証明書を絶えず携帯し、民有地へ立ち入る場合には、相手方にその身分を明らかにし、了解を得てから作業を実施すること。
- (9) 本委託業務は、海老名市環境マネジメントシステム契約事業環境配慮マニュアル適用事業になっていることから、監督員と環境配慮に関する事項の内容確認を行い、その内容に留意し、作業を行うものとする。
- (10) 本作業を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議の上、実施すること。なお、協議については書面(打合せ記録簿)で行うこと。
- (11) 本委託仕様書に定めのない疑義事項については、委託者と協議しその指示に従うとともに、打合せ議事録に協議した内容を記録すること。
- (12) 成果品納入後に不備が判明した場合、速やかに訂正を行うこと。